

第14

国民年金の被保険者の種別が変更になったときの手続き

国民年金の被保険者は、第1号から第3号までの3つの種別に区分されています。
(国民年金の被保険者の種別については、10頁をご覧ください。)

国民年金には、原則として20歳から60歳までの長期間にわたって加入することになりますので、その間、就職、退職、転職、結婚などにより被保険者の種別が変わることがあります。

例えば、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）が退職されますと、第2号被保険者の資格を喪失しますので、その方の被扶養配偶者（第3号被保険者）は、第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更になります。

このように、国民年金の被保険者の種別が変更になったときは、住所地の市区町村の年金窓口などに届出が必要となります。この届出をしなかったり遅れたりしますと、保険料未納期間となり、将来、年金が受けられなくなったり、年金の額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届出を行ってください。

なお、第3号被保険者に関する届出（一部）については、その方の配偶者が所属している共済組合または勤務先（事業主）へ行くことになっています。

<種別変更による届出一覧>

事由	内容	種別変更	届出先
就職	20歳以上の方が初めて就職し、国家公務員となったとき	第1号→第2号 (本人)	本人の勤務先
異動	本人が国家公務員から地方公務員になったとき また、その逆のとき (他の制度の共済組合へ異動したとき)	第3号→第3号 (配偶者)	本人の新しい勤務先
結婚等	本人が結婚退職し、被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号(本人)	配偶者の勤務先
	本人が自営業者等の方と結婚し、その方を被扶養配偶者としたとき	第1号→第3号 (配偶者)	本人の勤務先
退職	本人が退職し、自営業者等になったとき	第2号→第1号(本人) 第3号→第1号(配偶者)	市区町村の年金窓口
	本人が退職し、引き続き民間会社へ再就職したとき	第3号→第3号 (配偶者)	本人の新しい勤務先
その他	共働きしていたが、本人(または配偶者)が退職して被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号 本人(または配偶者)	配偶者(または本人)の勤務先
	配偶者の収入が増加し、被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号 (配偶者)	市区町村の年金窓口



メモ欄

A large, empty, rounded rectangular area with a white background and a light orange border, intended for taking notes. The top edge of the area has a series of small white circles, resembling a spiral binding.

国民年金の被保険者の種別が変更になったときの手続